（控除調整下限額に係る再評価率の改定の基準となる率等）

第十二条の三　施行法第十三条の二第一項に規定する各年度の再評価率の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条において「改定基準率」という。）は、当該年度における物価変動率とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一　法第七十二条の四第三項第一号に掲げる場合　名目手取り賃金変動率

二　法第七十二条の四第三項第二号に掲げる場合　一

2　前項の規定にかかわらず、調整期間における改定基準率は、当該年度における物価変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が一を下回る場合にあつては、一）とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める率とする。

一　物価変動率が一を下回る場合　物価変動率

二　物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回る場合（前号に掲げる場合を除く。）　物価変動率

三　物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回る場合　名目手取り賃金変動率

四　物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となる場合　名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率（当該乗じて得た率が当該年度の前年度の改定基準率を下回ることとなるときは、一）

五　物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る場合　一

3　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。以下この項及び附則第十二条の二十三において「平成十六年改正法」という。）附則第七条第一項の規定により同項に規定する再評価率等の改定又は設定について法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第四項においてその例による場合を含む。）の適用を受けないこととされた平成十六年改正法附則第七条第一項に規定する受給権者に係る改定基準率については、前項の規定は適用しない。

4　施行法第十三条の二第一項に規定する控除調整下限額（以下「控除調整下限額」という。）に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

（退職共済年金の額に加算する老齢基礎年金及び障害基礎年金の額）

第十二条の四　国民年金法の規定による老齢基礎年金の額のうち施行法第十三条の二第一項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額及び国民年金法の規定による障害基礎年金の額のうち同項に規定する組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額は、同法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額に第一号に掲げる月数を第二号に掲げる月数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一　組合員期間のうち昭和三十六年四月一日以後の期間に係るもの（二十歳に達した日の属する月前の期間、六十歳に達した日の属する月以後の期間及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第十三条第一項各号に掲げる期間に係るものを除く。）の月数

二　昭和六十年改正法附則別表第三の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる月数

（退職共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第十二条の五　施行法第十三条の二第五項に規定する政令で定める年金である給付は、法による年金である給付若しくは昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付（地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号。附則第十二条の十四において「平成二十三年地共済改正法」という。）附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）若しくは昭和六十年地方の改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金若しくは通算遺族年金であつて、公務による障害又は死亡を支給事由とするもの以外のものとする。

（併給年金の支給を受けることができる場合における退職共済年金の額の特例）

第十二条の六　退職共済年金の受給権者（法第九十一条の二又は地方公務員等共済組合法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「加えた額とする。）」とあるのは「加えた額とする。）と第五項に規定する政令で定める年金である給付（第三項において「併給年金」という。）の額との合計額」と、同条第三項中「の退職共済年金の額」とあるのは「の退職共済年金の額と併給年金の額との合計額」と、「、控除調整下限額」とあるのは「、当該控除後の退職共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額」とする。

第十二条の七　前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項及び第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る同条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが、控除対象年金（法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付であつて当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間又は地方の組合員期間（同法第四十条第一項に規定する組合員期間をいう。）のうちに追加費用対象期間（施行法第十三条の二第一項に規定する追加費用対象期間又は地方の施行法第十三条の二（地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。附則第十二条の十六第一項において同じ。）第一項に規定する追加費用対象期間をいう。附則第十二条の二十一第一項第一号ロ及び第二号ロ並びに第二十七条の六の二において同じ。）があるものをいう。以下同じ。）である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項及び第二項の規定による控除後の退職共済年金の額（以下この項において「控除後退職共済年金額」という。）と施行法第十三条の四（施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項若しくは第二項、昭和六十年改正法附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項及び昭和六十年改正法附則第五十七条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四項若しくは附則第五十七条の四第一項若しくは第二項若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二十六条の二第一項若しくは第二項又は地方の施行法第二十七条の二（地方の施行法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）第一項若しくは第二項、昭和六十年地方の改正法附則第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項及び昭和六十年地方の改正法附則第九十八条の四第三項において準用する場合を含む。）若しくは附則第九十八条の四第一項若しくは第二項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第三十一条の二第一項若しくは第二項の規定（以下この項において「年金額控除規定」と総称する。）の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第三項の規定にかかわらず、控除後退職共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（同条第一項又は第二項の規定による控除前の退職共済年金の額と年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する同条第一項に規定する退職共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて退職共済年金の額とする。

2　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額と」とする。